

中国の技術輸出入管理条例の改正



北京銀龍知識産権代理有限公司

杜 嘉璐
弁理士
法律部 副部長

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。筆者の杜は、中国の大学を卒業後、2007年に来日し、2009年に日本の特許事務所に入所し、日本の国内出願、中間処理等の業務を経験した。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社し、現在、特許関連の無効審判および侵害訴訟に関する業務を担当している。

【概要】

中国国務院は2019年3月18日、「技術輸出入管理条例」の一部の条項を改正した。この改正は、技術の譲渡側である外国権利者の責務を軽減して、外国権利者が中国企業へ技術をライセンスまたは譲渡する意欲を向上させる効果があると考えられる。本稿では改正の具体的な内容およびその留意点を解説する。

【詳細及び留意点】

2019年3月18日、中国国務院は、「一部の行政法規を改正する決定（国務院令第709号）」を公布し、49の行政法規に対して改正を行った。その第38条において、「技術輸出入管理条例」（以下「条例」という。）の一部の条項が改正された。

2019年3月15日、全国人民代表大会において「外商投資法」が可決され、2020年1月1日から施行されている。「条例」の改正は、「外商投資法」と合わせて、外国からの投資に対して中国が友好的な経済環境を構築していることを示している。

今回の改正は、技術の譲渡側である外国権利者の責務を軽減して、外国権利者が中国企業へ技術をライセンスまたは譲渡する意欲を向上させる効果があると考えられる。

以下に、「条例」の具体的な改正内容および留意点を説明する。

1. 関連法律

まず、中国の法律は、根本法、法律、行政法規、地方性法規、行政規章で構成されている。また、最高人民法院より公布された司法解釈は、司法裁判において重要な位置づけを有するので、留意する必要がある。

技術輸出入に関する法律として、下記図 1 に示すように、法律である「民法総則」、「民事訴訟法」、「外商投資法」、「対外貿易法」、「契約法」、「専利法」、「涉外民事関係適用法」が挙げられ、行政法規として「条例」、行政規章として「知的財産の濫用により競争を排除・制限する行為に関する規定」が挙げられる。また、司法解釈として「最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈（2005）」が挙げられる。



図 1

2. 改正の内容

「一部の行政法規を改正する決定（国務院令第 709 号）」の第 38 条は、下記のとおりである。

「第 1 項 『中華人民共和国技術輸出入管理条例』の第 24 条第 3 項、第 27 条、第 29 条を削除する。

第 2 項 第 41 条を第 39 条に修正、「国务院外経貿主管部門は本条例第 38 条に規定した書類を受領した日より 3 営業日以内に、技術輸出契約について登録し、技術輸出契約登録証を付与しなければならない」に修正する。」

上記第 38 条の第 2 項は、条文番号に対する変更のみであり、特に留意する必要がない。注目すべき点は、上記第 38 条の第 1 項により削除された条項であり、具体的には、下記表 1 の通りである。

表 1

| 条項 | 削除された内容 |
|-----------------|--|
| 第 24 条 第 3 項 | 技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用し、他人の合法的権益を侵害した場合、その責任は譲渡人が負う。 |
| 第 27 条 | 技術輸入契約の有効期間内に改良した技術の成果は、改良した側に帰属する。 |
| 第 29 条 | 技術輸入契約には、以下の制限的条項を含めてはならない。 (1) 譲受人に、技術輸入に必須ではない付帯条件を要求すること。必須ではない技術、原材料、製品、設備またはサービスの購入を含む。 (2) 譲受人に、特許権の有効期間が満了し、または特許権が無効宣告された技術について許諾使用料の支払い、または関連義務の履行を要求すること。 (3) 譲受人に、譲渡人から提供された技術の改良を制限し、または改良した技術の使用を制限すること。 |

| | |
|--|---|
| | <p>(4) 譲受人に、譲渡人が提供した技術に類似する技術またはそれと競合する技術を他の供給先から取得することを制限すること。</p> <p>(5) 譲受人に、原材料、部品、製品もしくは設備の購入ルート、または供給先を不合理に制限すること。</p> <p>(6) 譲受人に、製品の生産量、品種または販売価格を不合理に制限すること。</p> <p>(7) 譲受人に、輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。</p> |
|--|---|

第 24 条第 3 項と第 27 条は、過去に「強制的な技術移転」、「内外差別」であると指摘されたものである。「条例」が初めて公布された当時は、中国企業は、経済力および技術力の面で遅れをとっており、外国の技術提供者との間の力関係の差が大きく、法律により中国企業を保護する必要があった。しかし、今日、中国企業が大きく成長し、技術力を高め、契約における交渉力もある程度高くなったことにより、過度な保護を行う必要性が低くなり、このような改正が行われたと考えられる。また、第 24 条第 3 項と第 27 条が削除されたが、「契約法」における関連規定が存在しているので、留意する必要がある。具体的には、下記表 2 の通りである。

表 2

| 条例における削除条項 | 契約法における関連規定 |
|--|--|
| <p>第 24 条第 3 項</p> <p>技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用し、他人の合法的権益を侵害した場合、その責任は譲渡人が負う。</p> | <p>契約法 第 353 条</p> <p>譲受人が約定に従い特許を実施し、ノウハウを使用し他人の合法的権益を侵害した場合は、譲渡人が責任を負う。</p> <p>ただし、当事者が合意をした場合を除く。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第 27 条</p> <p>技術輸入契約の有効期間内に改良した技術の成果は、改良した側に帰属する。</p> | <p>契約法 第 354 条</p> <p>当事者の互恵の原則に従い技術譲渡契約には、特許を実施し、またはノウハウを使用後改善した技術成果の分配方法を約定することができる。約定がなく、または約定が明確でなく、本法第 61 条の規定によりなお確定できない場合、当事者の一方が改善した技術成果については、その他の当事者は分配を受ける権利がない。</p> <p>契約法 第 329 条</p> <p>違法に技術を独占し、技術の進歩を阻害し、または他人の技術成果を侵害する技術契約は、無効とする。</p> |
|--|--|

次に、「条例」の第 29 条の制限条項が削除されたが、「契約法」、「技術契約司法解釈」、「知的財産の濫用により競争を排除・制限する行為に関する規定」（以下「濫用規定」という。）には、技術の違法独占、技術進歩の妨害を禁止する制限条項が相変わらず存在していることに留意が必要である。例えば、下記表 3 に示すように、「技術契約司法解釈」および「濫用規定」には、削除された「技術輸出入管理条例」第 29 条と類似する内容が規定されている。

表 3

| 条例 第 29 条 | 濫用規定 技術契約司法解釈 |
|-------------------------------|------------------|
| 技術輸入契約には以下に掲げる制限的条項を含めてはならない。 | 技術契約司法解釈 第 10 条 |

| | |
|---|--|
| <p>(1) 譲受人に、技術輸入に必須ではない付帯条件を要求すること。必須ではない技術、原材料、製品、設備またはサービスの購入を含む。</p> | <p>以下の状況は、契約法第 329 条にいう「技術の違法独占、技術進歩の妨害」に該当する。</p> <p>(四) 受け入れ側に、技術の実施に不可欠でない付帯条件を受け入れるよう要求する場合。必要ではない技術、原材料、製品、設備、サービスの購入および不必要な人員の受け入れを含む。</p> |
| <p>(2) 譲受人に、特許権の有効期間が満了しまたは特許権が無効宣告された技術について許諾使用料の支払いまたは関連義務の履行を要求すること。</p> | <p>濫用規定 第 10 条第 4 項</p> <p>保護期間が満了しまたは無効宣告された知的財産権について権利を行使し続けること。</p> |
| <p>(3) 譲受人に、譲渡人から提供された技術の改良を制限し、または改良した技術の使用を制限すること。</p> | <p>技術契約司法解釈 第 10 条</p> <p>(一) 当事者の一方が契約の目的の技術に基づいて新たな研究開発を行うのことに制限、または改良された技術の使用を制限する場合。</p> |
| <p>(4) 譲受人に、譲渡人が提供した技術に類似しまたはそれと競合する技術を他の供給先から取得することを制限すること。</p> | <p>技術契約司法解釈 第 10 条</p> <p>(二) 技術提供側に類似した技術またはそれと競争関係にある技術を当事者の一方がその他の出所から取得することを制限する場合。</p> |
| <p>(5) 譲受人に、原材料、部品、製品または設備の購入ルートまたは供給先を不合理に制限すること。</p> | <p>技術契約司法解釈 第 10 条</p> <p>(五) 技術受け入れ側の原材料、部品、製品または設備等の購入ルートまたは購入先を不合理に制限する場合。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(6) 譲受人に、製品の生産量、品種または販売価格を不合理に制限すること。</p> <p>(7) 譲受人に、輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。</p> | <p>(三) 当事者の一方が市場の需要に基づき、合理的な方法によって契約の目的である技術を十分に実施することを妨げる場合。受け入れ側が契約の目的である技術を実施して生産する製品または提供するサービスの数量、種類、価格、販売ルートおよび輸出先を明らかに不合理に制限することを含む。</p> |
|--|---|

3. 実務上の留意点

3.1 非侵害保証

「条例」の第 24 条第 3 項の削除により、第三者の権利を侵害した際の賠償責任をより自由に契約できるようになった。

一般的に、技術提供者である外国企業は「賠償責任を一切負わない」という契約条件を望むが、現実ではかなり優位な立場で交渉を行わない限り、このような契約を締結することは困難である。そのため、技術提供者のリスクをコントロールするためには「技術提供者が分担する賠償責任は、当該契約により得られた利益の範囲以内に限定される。」と契約に定めることが得策だと考える。

3.2 改良技術の帰属

「条例」の第 27 条の削除により、改良技術が改良した側に帰属するという強制的な規定がなくなったため、当事者双方はより自由に契約できるようになった。例えば、「技術提供者と改良者の双方が改良技術を共有する」という内容で契約することができるようになった。

一方、「契約法」に規定されている「互惠原則」（第 354 条）、「独占・技術進歩の妨害を禁止」（第 329 条）によれば、契約が著しく不平等である場合、契約が無効であると認定される可能性がある。例えば、一方が自ら改良した技術を他方

に無償で提供することを要求すること、ライセンス契約の中に排他的付与条件（対外貿易法第 30 条）を定めることなどは、避けたほうがよいと考える。

3.3 制限条項

「条例」の第 29 条の制限条項が削除されたが、「契約法」の第 329 条、「技術契約司法解釈」の第 10 条、「濫用規定」の第 10 条第 4 項には、技術の違法独占、技術進歩の妨害を禁止する制限条項が相変わらず存在しているので、技術契約を締結する際には、明らかに不合理な制限条項を回避したほうが良いと考える。

【ソース】

- ・ 技術輸出入管理条例
- ・ 一部の行政法規を改正する決定（国務院令第 709 号）

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-03/18/content_5374723.htm

- ・ 契約法
- ・ 最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（2005）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）